

感染症登校許可証明書(一貫教育校の教職員用)

慶應義塾

教職員番号	地区	所属
氏名	職種 教員 職員(有給休暇・有給欠勤)*1	

\*1《職員のみ》感染症罹患により登校できなかった期間について、所属長に提出する前に「有給休暇」・「有給欠勤」のうち、希望する取り扱いを○で囲んでください。(臨時職員は選択不要)ご不明な点等ありましたら人事部にお問い合わせをお願いいたします。

① インフルエンザに罹患(鳥インフルエンザ H5N1 を除く)または新型コロナウイルス感染症(COVID-19)で休んだ場合  
解熱薬を使用しなくても解熱して、登校の目安となる状態に至ってから登校してください。登校初日は太枠内を記入した本証明書と、罹患した証明として以下のいずれかを持参の上、保健管理センターで面接を受けてください。COVID-19 の場合は発症から 10 日間はマスクを着用してください。

**【罹患した証明として認められるもの】**

- ・医療機関、検査機関での検査結果(氏名、検査方法、結果、医療機関名または検査事業所名がわかる書類か写真(印刷して持参))
- ・自ら実施した医療用抗原検査キットの品目名・製造業者名がわかるもの(キットが入っていた箱や説明書など)と検査結果の判定ラインが確認できる写真データ(印刷して持参)
- ・日付と氏名が記載されている抗ウイルス薬処方説明書や薬袋
- ・受診した医療機関発行の診断書や証明書

感染症名	一貫教育校への登校の目安	目安の状態に至って	
		いる	いない
インフルエンザ	解熱した後 2 日を経過(解熱日から 3 日目)		
新型コロナウイルス感染症	発症から 5 日間が経過し(発症日から 6 日目)、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過		

※発症日や解熱日は0日と数えます。

該当欄に○印を記入してください。

② 下記の感染症(の疑いを含め)に罹患した場合  
主治医に以下の二重線内をすべて記入してもらってから登校してください。事前に地区の保健管理センターに連絡(本証明書は WEB 面接時または登校初日に提出)してください。

上記の者は、下記の疾病の感染性を考慮し、就業について以下の措置が望ましいと判断します。

疾病名	
麻疹(はしか)	結核
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	咽頭結膜熱・流行性角結膜炎等
風疹(三日はしか)	感染性腸炎*( )
水痘(みずぼうそう)	その他( )

(上記疾病の該当欄に○を記入してください)

初診 20 年 月 日  
 登校禁止期間 20 年 月 日から 20 年 月 日  
 登校許可 20 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_  
 医師名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

\*感染性胃腸炎(ウイルス性胃腸炎)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス等

所属長	人事課長	人事部長	登校禁止期間	20 年 月 日	午前・午後から
				20 年 月 日	午前・午後
			登校許可	20 年 月 日	
			保健管理センター確認日	20 年 月 日	(体温 ℃)

確認者 \_\_\_\_\_

法令の定める場合などを除き、本人の許可なく、その情報を第三者へ開示・提供することはありません。なお、医療個人情報、個人情報を取り扱う場合は、慶應義塾医療個人情報保護規程、慶應義塾個人情報保護規程(詳しくは、慶應義塾の個人情報保護のページ、<https://www.keio.ac.jp/ja/privacy-policy/>)をご覧ください、慶應義塾の学術研究の用に供する個人情報保護規程に掲げる事項を遵守し、適正に管理を行います。